

議案第61号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月14日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部が改正により、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正するため。



石岡市告示第178号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

令和8年3月30日

石岡市長 谷 島 洋 司

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成21年石岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「542円」を「587円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。